

# 太宰府市いじめ防止基本方針

令和6年7月26日改訂

太宰府市教育委員会

## 太宰府市いじめ防止基本方針

### I 基本方針策定の意義

太宰府市いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）は国が定めた「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）に沿って、いじめの問題に対する太宰府市及び市立小・中学校がそれぞれにおいて取り組むべき事柄を明確化するものである。

### II いじめの定義

この基本方針において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

### III いじめの禁止

いじめはいじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

いじめは絶対に許されない行為であり、全ての児童生徒はいじめを行ってはならない。

### IV いじめに対する基本姿勢

○いじめは深刻な人権侵害であり、「いじめを絶対に見逃さない」という強い意志をもつ。

**【意志】**

○「いじめは、どの子どもにもどの学校でも起こりうる」という危機意識をもつ。

**【危機意識】**

○「いじめられている児童生徒を最後まで守り抜く」という信念をもつ。

**【信念】**

### 1 いじめを生まない、許さない学校づくり

(1) 生徒指導の実践上の4視点(①自己存在感の感受、②共感的な人間関係の育成、③自己決定・選択の場の提供、④安全・安心な風土の醸成)を全教育活動に機能させ、児童生徒自らが自己指導能力を獲得していけるよう支援することが極めて重要である。

＊発達支持的生徒指導の充実

(2) いじめに関する児童生徒の理解を深める道徳や学級活動の時間の充実に図ると共に、児童会・生徒会活動による児童生徒の主体的ないじめ防止の取組への支援の充実に図る。  
(絆づくり) ＊課題未然防止教育の実施

(3) 教職員のいじめを見抜く力量の向上や児童生徒理解及び教職員の毅然とした指導による支持的風土づくりに関わる研修の充実に図る。  
(居場所づくり)

### 2 保護者・地域・関係機関と連携した取組の充実

いじめが複雑化・多様化・深刻化する中、保護者や地域・関係機関との連携を図り、いじめの未然防止、早期発見、早期対応等いじめ問題を迅速に解決できるよう努める。

### 1 太宰府市いじめ防止基本方針の策定

国や県のいじめ防止基本方針を参酌し、太宰府市立小・中学校のいじめ防止基本方針策定の元となる「太宰府市いじめ防止基本方針」を策定するとともに、学校がいじめ問題への対応の指針となるよう「太宰府市いじめ対策ガイドライン」を策定する。

### 2 太宰府市いじめ問題等対策連絡協議会の設置

いじめの防止等に関する関係機関の連携の強化を図るため、識見を有する者、臨床心理士、関係行政機関の職員、PTA 関係者、学校関係者、その他教育委員会が適当と認める者により構成する「太宰府市いじめ問題等対策連絡協議会」を設置する。

### 3 いじめ問題に係る学校支援

#### (1) 相談体制の整備

学校の教育相談機能の充実を図るため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを配置するとともに、連携して相談体制の充実を図る。

#### (2) 教員研修の充実

学校の教職員のいじめ問題に係る校内研修へ、指導主事等を派遣し教職員のいじめ問題への理解を深め、いじめに対応する能力を高める。

#### (3) 保護者、地域等への啓発

家庭や地域で、子どもの規範意識や他者を思いやる心を育むことの大切さを啓発するとともに、保護者向けリーフレット等を配付し、いじめの早期発見の充実を図る。

スマートフォンのアプリケーションや、インターネット等のソーシャル・ネットワークキング・サービス等を用いて行われるいじめについて周知し、子どもたちの情報社会に参画する態度を家庭や地域で育てることの大切さを啓発する。

#### (4) 適切な学校評価・教員評価

ア いじめ問題に対して、学校が問題を隠さずその実態把握や対応にどのように取組を行っているかについて評価する。特に、いじめの認知については法に基づき些細ないじめも見逃さず認知し、支持的風土づくりのバロメーターとして捉えるよう指導する。

イ いじめ問題への取組が、未然防止・早期発見・早期対応・継続支援の観点から組織的に実施されているか、法や県の「いじめの未然防止・早期発見・早期対応の手引」（令和3年3月）に沿って点検・指導する。

ウ 教員評価における項目「生徒指導」にいじめ防止等に係る評価内容を入れ、教職員自身のいじめ問題への取組について評価・改善に活かす。

### 1 学校いじめ防止基本方針の策定

- (1) 学校におけるいじめ未然防止・早期発見・早期対応及びいじめに関係した児童生徒の継続支援について示す。
- (2) いじめの報告体制について明確に示す。
- (3) いじめ問題に関する具体的な取組について年間計画を示す。
- (4) いじめ問題への対応組織を位置づけ、いじめの態様に応じた基本的な対処の仕方を明示する。
- (5) いじめの重大事態への対処について示す。
- (6) いじめ防止基本方針は学校ホームページ等で公表すること。
- (7) いじめ防止基本方針については毎年、年度当初に見直しを図ること。

### 2 いじめ防止等に係る組織の設置

- (1) いじめ防止等の取組を実効的に行うための組織（例：校内いじめ対策委員会）を設置する。既存の「生徒指導委員会」等の活用は法の趣旨に合致する。必要に応じてソーシャルワーカーや弁護士、医師等外部専門家の参加を求めることは効果的である。
- (2) 重大事態の発生に伴って調査を行う組織編成をあらかじめ想定しておく。

### 3 未然防止

- (1) 相手を思いやる心を育てる道徳教育や豊かな人間関係を構築する素地を養う体験活動の充実を図る。
- (2) 生徒指導の実践上の4視点（①自己存在感の感受、②共感的な人間関係の育成、③自己決定・選択の場の提供、④安全・安心な風土の醸成）を全ての教育活動で機能させ、児童生徒の自己指導能力を育成する。
- (3) 児童生徒の主体的な取組による「絆づくり」、教職員の意図的・計画的な「居場所づくり」の充実を図る。

#### 4 早期発見

- (1) 年度当初にいじめの認知・報告についての共通理解を図る。
- (2) 「いじめの未然防止・早期発見・早期対応の手引」（令和3年3月福岡県教育委員会）におけるチェックリストを活用する。
- (3) 早期発見に向けたアンケート調査（いじめに特化した無記名アンケート、学校生活・環境多面調査等）を実施する。
- (4) 教育相談・保護者面談の充実を図る。
- (5) 相談ポストを設置し、毎日確認する。
- (6) 学校生活における児童生徒の満足感や意欲、学級集団の状態等を測る検査等の活用を図る。
- (7) 「いじめの早期発見・早期対応家庭向けリーフレット」の活用を図る。

#### 5 早期対応

- (1) 被害児童生徒の安全確保を最優先する。
- (2) 正確な組織を通じた事実確認を行う。
- (3) 支援・指導方針の策定と実施する。
- (4) 保護者関係機関への説明・報告・連携を行う。
- (5) 傍観者・観衆等への指導を必要に応じて行う。
- (6) 必要であれば保護者会等を開催する。
- (7) 継続的支援と観察を行う。

#### 6 重大事態への対処

- (1) 重大事態と思われる事案が発生した場合、直ちに太宰府市教育委員会に報告する。
- (2) 「5 早期対応」の流れに沿った対応を行う。
- (3) 関係機関、専門家等と連携し対応する。
- (4) 学校主体の調査の場合においては、法に基づき、太宰府市教育委員会に対して必要な人的支援等の要請を行う。
- (5) 太宰府市教育委員会が調査の主体の場合、学校はその調査に協力する。
- (6) 重大事態の調査結果についての市長の調査（再調査）に協力する。

## 1 重大事態の意味

法第28条第1項に規定する次のことを重大事態とする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※ 被害児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たること。児童生徒や保護者からの申立ては、学校が知り得ない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

## 2 実施すべき事項

### (1) 市長

ア 学校から重大事態発生の報告を受け、必要があると認める時は、再調査を実施する。

イ 再調査を行った場合、結果を議会に報告する。

ウ 再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、必要な措置を実施する。

### (2) 教育委員会

ア 教育委員会において調査する場合、調査組織の設置及び事実関係を調査する。

イ 調査を行ったいじめを受けた児童生徒及び保護者へ事実関係等を情報提供する。

ウ 学校が調査を行う場合、調査及び情報の提供について必要な支援、指導を行う。

エ 法第30条第2項に規定する再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、必要な措置を行う。

### (3) 学校

\* 「VII 学校が実施すべき事項」の「6 重大事態への対処」の通り。

## 3 重大事態の調査組織

### (1) 学校が主体となって調査を行う場合

「校内いじめ対策委員会」を母体として、事案の状況等に応じて専門家等を加え対応する。教育委員会は調査を実施する学校に対して、必要な支援・指導を行う。

### (2) 教育委員会が主体となって調査を行う場合

弁護士、専門家等で構成された調査委員会を設置し、対応する。

### (3) 市長部局による再調査

市長は調査結果の報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、市長の附属機関である「太宰府市いじめ問題再調査委員会」が再調査を行う。

## 4 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめの行為が、いつ、誰から、どのような態様であったか、そのいじめを生んだ背景、児童生徒の人間関係の状況、いじめの認知、学校の教職員の対応などの事実関係を可能な限り明確にする。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。したがって、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢で、学校の設置者又は学校は、調査組織に対し積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。

## 5 調査結果の報告及び提供

調査結果は速やかに報告する。学校が主体となって調査を行った場合は教育委員会を通して、市長に報告する。教育委員会が主体となって調査を行った場合は教育委員会が市長に報告する。

また、学校又は教育委員会は、調査により明らかになった事実関係等について、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に説明する。

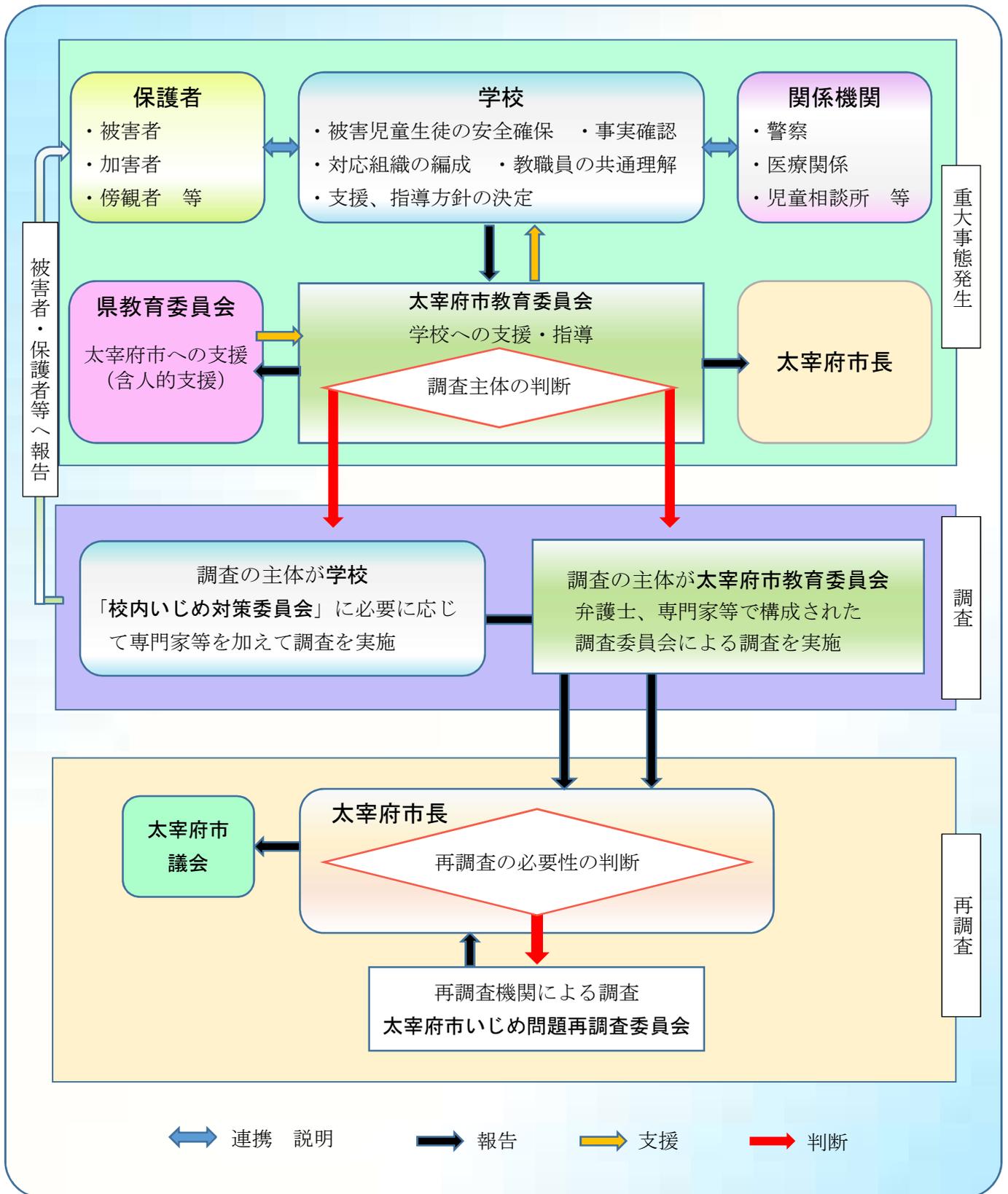
さらに、市長が再調査を行った場合は、個人のプライバシーに必要な配慮を行いながら、その結果を太宰府市議会に報告する。

そして、市長及び教育委員会は再調査の結果を踏まえ、重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じる。

《参考》 いじめの重大事態調査に関する資料等

- ・ いじめ防止対策推進法（平成25年9月） 文部科学省
- ・ いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月） 文部科学省
- ・ 子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂 平成26年7月） 文部科学省
- ・ 不登校重大事態に係る調査の指針（平成28年3月） 文部科学省
- ・ いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月） 文部科学省
- ・ 福岡県いじめ防止基本方針（平成30年2月）
- ・ 「いじめ重大事態調査の基本的な対応チェックリスト」（令和5年7月7日） 文部科学省

別添＜重大事態対処の流れ図＞



○太宰府市いじめ問題等対策連絡協議会規則

平成 26 年 9 月 29 日

教委規則第 6 号

(目的)

第 1 条 この規則は、いじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第 71 号)第 14 条第 1 項の規定に基づき、太宰府市いじめ問題等対策連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)を設置することにより、いじめ問題等に関係する機関及び団体の連携を図り、もって、いじめ問題等に係る対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 連絡協議会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) いじめ問題等に関係する機関及び団体の連携の推進に関し必要な事項に関すること。
- (2) 当該機関及び団体相互の連絡調整に関すること。
- (3) いじめ問題等の防止対策に関すること。
- (4) 太宰府市立小中学校におけるいじめ問題及び暴力等の問題行動(以下「いじめ等問題行動」という。)への対応策支援に関すること。

(組織)

第 3 条 連絡協議会は、10 名以内の委員を持って組織し、次に掲げるもののうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 臨床心理士
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) PTA 関係者
- (5) 学校関係者
- (6) その他教育委員会が適当と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年間とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 連絡協議会に委員長及び副委員長各 1 名を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会議を総理し、連絡協議会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 連絡協議会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(サポート委員会)

第7条 連絡協議会は、いじめ等問題行動について対応策支援を行うため、専門的委員によるサポート委員会を置くことができる。

- 2 サポート委員会に属すべき専門的委員は、委員のうちから委員長が指名する。
- 3 サポート委員会は、教育委員会の要請に応じ、次に掲げる事項について助言等支援を行うものとする。

(1) いじめ等問題行動の実態把握及び分析

(2) いじめ等問題行動の対応策

(3) その他必要な事項

(庶務)

第8条 連絡協議会の庶務は、教育部学校教育課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○太宰府市いじめ問題再調査委員会規則

平成 26 年 9 月 29 日

規則第 50 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、太宰府市附属機関設置に関する条例(昭和 60 年条例第 17 号)の規定に基づき、太宰府市いじめ問題再調査委員会(以下「委員会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) いじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第 71 号)第 28 条第 1 項の規定による調査の結果についての調査に関すること。
- (2) その他市長が重大事態への対処等のため必要があると認める調査に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、7 人以内の委員をもって組織し、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、第 2 条に規定する調査に必要な期間とし、市長が別に定める。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会議を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。なお、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。